

令和9年企画展シアター映像制作業務 に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和8年7月30日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

公益財団法人広島平和文化センター
理事長 香川 剛廣

1 提案を求める業務

令和9年企画展シアター映像制作業務

2 業務内容

令和9年企画展シアター映像制作業務仕様書のとおり

3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

4 概算事業費

本業務に係る費用は、5,772,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

5 受託業者の選定方法

公募型プロポーザルを実施し、最優秀提案者を選定する。

公募型プロポーザル手続き等の詳細については、令和9年企画展シアター映像制作業務に係る公募型プロポーザル説明書（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

6 参加資格

次に掲げる条件をいずれも満たしているものであること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和8・9・10年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-04 広報・宣伝」の取扱区分「02 映画・ビデオ・スライド等の製作」に登録している者であること。
- (3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有するものであること。
- (4) 公示の日から受託候補者の特定の日までのいずれの日においても営業停止処分又は広島市の指名停止措置者若しくは競争入札参加資格の取り消しを受けていないこと。

7 プロポーザル説明書及び業務仕様書等の配付方法

公益財団法人広島平和文化センター（以下「当財団」という。）のホームページからダウンロードすることができる。

8 参加申込

(1) 申込期間

公示の日から令和8年8月26日（水）まで。（持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く毎日。
午前8時30分から午後5時まで）

(2) 提出場所

〒730-0811 広島市中区中島町1-6
国立広島原爆死没者追悼平和祈念館

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）を持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出する。

(4) 参加資格確認結果の通知

令和8年8月31日（月）までに参加資格確認結果を通知する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期間

参加資格確認結果（有資格）通知書受領日から令和8年9月9日（水）まで。（持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く毎日。午前8時30分から午後5時まで）

(2) 提出場所

前記8(2)に同じ。

(3) 提出方法

企画提案書（様式2-1から2-7）を持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出する。

(4) 提出部数

正本1部、表紙を除く副本7部

10 最優秀提案者の選定

(1) 企画提案書の審査は、令和9年企画展シアター映像制作業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 審査基準

プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、すべての参加者に、書面により通知する。

*選定されたか否かのための通知を各参加者に郵送で行う。

*選定後は、今回の応募者全員の称号・名称、各応募者の評価結果（内訳概要）、審査委員の氏名及び職名を当財団のホームページに掲示する。

11 その他

(1) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は免除する。

ア 保険会社との間に当財団理事長を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記8(2)に提出したとき。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（当財団のホームページからダウンロードできる。）を前記8(2)に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(イ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国、地方公共団体又は当財団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

(イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（当財団のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、当財団による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すること、当財団において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、前記8（2）に申請すること。

(2) プロポーザルの中止等

本件プロポーザルに関して、天災地変があった場合、プロポーザル参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、プロポーザルを公正に執行できないと判断されるときは、プロポーザルの執行を延期又は中止することがある。

(3) その他

詳細はプロポーザル説明書による。